

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備の基本理念

渡川水系は、昭和3年（1928年）に河川法の適用河川として指定を受け、同4年（1929年）に直轄事業に着手した。この事業では、洪水防御に重点をおき、四万十川、後川、中筋川では、堤防の新設、旧堤の拡築、中筋川ダムの建設等、浸水対策の軽減等を目的とした事業を推進してきた。

しかし、現時点において堤防の未整備箇所が残るなど、洪水を安全に流下させるには十分と言えない状況であり、今後も引き続き治水整備が必要である。さらに、大規模地震や津波による大規模な被害の発生も危惧されるなど、治水上の課題は多い。

一方で、水利用は農業、工業、水道、発電等の様々な分野でなされている。これまでに大きな渇水被害の報告はないが、中筋川流域では、農業用水等の確保に支障をきたす事態も発生している。

四万十川は永年にわたって流域の豊かな自然環境を育んできた結果、「日本最後の清流」として地域住民のみならず全国的にもよく知られる河川となった。しかし近年では、濤筋の固定化や河道内の樹林化といった川の形状が変化してきており、四万十川を代表するアユやスジアオノリの減少等の河川環境に対する様々な課題も発生している。さらに、渡川水系の在来生態系を脅かす、オオカワヂシャやオオクチバス等の特定外来生物も確認されている。

平成21年2月には、「四万十川流域の文化的景観」として四万十川流域の各地が「重要文化的景観」に指定され、全国各地から多くの人々が訪れる観光資源となっている。水域は、カヌーや観光船による川下りや遊漁等で、直接清澄な水に触れ合うことができる空間であり、陸域では散策やスポーツを楽しむ多くの人々等が見受けられる。また、地域住民をはじめとして様々な関係者や自治体等が協働し、河川・流域環境保全への取り組みや河川愛護活動が行われている。

これらの渡川水系の現状、特徴および課題等を踏まえ、河川整備の基本理念は、「安全で安心な生活を営むことができ、恵まれた自然を育む清流として、次世代に誇れる豊かな川づくりをめざす」こととする。

このため、関係機関や地域住民との情報の共有化、連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境上の様々な課題について調和を図りながら、総合的に各種施策を実施する。

渡川水系の河川整備の基本理念

◆安全で安心な生活を営むことができる川づくり

渡川水系では、過去に何度も浸水被害が発生しており、現在もなお、被害が発生する可能性が残る区間も多く存在している。

また、今後想定される大規模地震・津波への対応等も急がれている。

このため、水害に対し、地域住民の生命と財産を守る治水対策及び大規模地震・津波対策を推進することによって、人々が安全で安心な生活を営むことができる地域の実現をめざす。

◆恵まれた自然を育む清流としての川づくり

渡川水系では、河道内樹木の繁茂による砂礫河原の減少や干潟・浅場環境の減少等の課題が発生し、貴重な汽水域を含む元来の川の姿が変化し、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えている。

このため、河道改修にあたっては、多自然川づくりの理念に基づき、砂礫河原や清らかな流れ、良好な水際等の保全・再生を図ることにより、生物の多様性及び景観の保全・再生に配慮し、動植物を育む清流としての川づくりをめざす。

◆次世代に誇れる豊かな川づくり

四万十川は、その豊かな恵みにより地域住民の生活の糧を提供しているほか、河川と流域の日本的景観が調和した風景は、文化庁の「重要文化的景観」にも指定され、地域住民だけでなく全国各地の人々からも親しまれている。

このため、河川がもたらす豊かな恵みを次世代に伝えることができるよう、現状の自然や文化的価値を維持できる川づくりをめざす。

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、表3.2.1、表3.2.2、図3.2.1に示す渡川水系区間（国管理区間、高知県管理区間）を対象に定めるものである。

表3.2.1 計画対象区間（国管理区間）

河川名		自	至	区間延長 (km)
四万十川		左岸：高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先 右岸：高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先	海に至る	13.58
後川		左岸：高知県四万十市蕨岡字北坂折甲 160 番地先の県道橋 右岸：同上	四万十川への合流点	10.20
中筋川		左岸：高知県四万十市有岡字沖前 1431 番 1 地先 右岸：高知県四万十市九樹字カゲヒラ 1485 番地の 1 地先	四万十川への合流点	15.90
中筋川 ダム	中筋川	高知県宿毛市平田町黒川字角カ峠 5313 番 11 の地先の上流端を示す標柱	高知県宿毛市平田町黒川字角カ峠 5313 番の 1 地先の国管理区間の下流端を示す標柱	7.60
	清水川	高知県幡多郡三原村宮ノ川字清水川 1452 番 35 地先の上流端を示す標柱	中筋川への合流点	2.42
横瀬川 ダム	横瀬川	左岸：高知県宿毛市山奈町山田字イデカ谷山 6170 番地 1 地先 右岸：高知県宿毛市山奈町山田字ナルサン田山 5994 番地先	左岸：高知県宿毛市山奈町山田字楠城山 6175 番 1 地先 右岸：高知県宿毛市山奈町山田字蔭平山 6144 番 3 地先	2.60
河川計				52.30

表3.2.2 計画対象区間（高知県管理区間）

河川名	自	至	区間延長 (km)
四万十川	左岸：高岡郡津野町船戸字川 1530 番の 1 地先 右岸：高岡郡津野町船戸字平野 4300 番の 2 地先	左岸：高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先 右岸：高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先	178.8125
1 次支川 津蔵淵川	左岸：四万十市津蔵淵字木綿越続山 1670 番の 1 地先 右岸：四万十市津蔵淵字大谷山 1280 番の 1 地先	四万十川合流点	3.775
2 次支川 布ヶ谷川	左岸：四万十市津蔵淵字山ノ神谷山 1245 番地先 右岸：四万十市津蔵淵字エンフチ 1038 番地先	津蔵淵川合流点	1.355
1 次支川 竹島川	左岸：四万十市下田字大浦 2109 番地先 右岸：四万十市下田字 2110 番地先	四万十川合流点	4.320
2 次支川 鍋島川	左岸：四万十市鍋島字江川詰 2019 番地先 右岸：四万十市鍋島字立千目 2121 番地先	竹島川合流点	2.100
1 次支川 深木川	左岸：四万十市深木字タキ山下 2247 番地先 右岸：四万十市深木字へパタ 2246 番地先	四万十川合流点	3.785

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
1次支川 中筋川（平田川及び久礼の川を含む）	左岸：宿毛市平田町戸内字中堀 5863 番地先 右岸：宿毛市平田町戸内字中堀 5853 番地先	高知県宿毛市平田町黒川字角カ峠 5313 番 11 の地先の上流端を示す標柱	12.932
	高知県宿毛市平田町黒川字角カ峠 5313 番の 1 地先の国管理区間の下流端を示す標柱	左岸：高知県四万十市有岡字沖前 1431 番 1 地先 右岸：高知県四万十市九樹字カゲヒラ 1485 番地の 1 地先	
2次支川 江淵川	左岸：四万十市山路字ミノコシ 161 番地先 右岸：四万十市山路字大岩 215 番地先	中筋川合流点	0.700
2次支川 山路川	左岸：四万十市山路字山路川山 80 番地先 右岸：四万十市山路字馬トン山 87 番地先	〃 〃	3.020
3次支川 コカノ川	左岸：四万十市山路字大岩 1374 番地先 右岸：四万十市山路同字 1377 番地先	山路川合流点	1.450
2次支川 井ノ上川	左岸：四万十市入田字元池頭 203 番地先 右岸：四万十市入田字西屋式 209 番地先	中筋川合流点	5.300
2次支川 池田川	左岸：四万十市具同字一反地 1688 番の 1 地先 右岸：四万十市具同字地国谷 8039 番の 1 地先	〃	1.160
2次支川 風指川	左岸：四万十市森沢字高畑 425 番地先 右岸：四万十市森沢字カミダ 328 番地先	〃	1.560
2次支川 森沢川	左岸：四万十市森沢字中ヤケソ川 2534 番地先 右岸：四万十市森沢同字 2535 番地先	〃	2.755
3次支川 ミサヂ川	左岸：四万十市森沢字北ゼンケンアン 3338 番地先 右岸：四万十市森沢同字 3328 番地先	森沢川合流点	1.090
2次支川 相ノ沢川	左岸：四万十市具同字西豊谷 8531 番地先 右岸：四万十市具同字ムクロウジ谷 7174 番地先	中筋川合流点	2.265
3次支川 楠島川	四万十市楠島字大谷 2063 番の 2 地先	相ノ沢川合流点	2.580
4次支川 サイダ川	左岸：四万十市楠島字大ナロ 2416 番地先 右岸：四万十市楠島同字 2423 番地先	楠島川合流点	1.500
2次支川 間川	左岸：四万十市江ノ村字山ノ下 559 番地先 右岸：四万十市間字コバタ 499 番地先	中筋川合流点	1.235
2次支川 国見川	左岸：四万十市国見字コラスワ 2140 番地先 右岸：四万十市国見字轟平山 1999 番地先	〃	1.655
2次支川 荒川	四万十市荒川字妙見寺 1815 番の 4 地先	〃	0.730
2次支川 生ノ川川	左岸：四万十市生ノ川字中ノ谷 195・199 台番地先 右岸：四万十市生ノ川字名ノ谷 264 番地先	中筋川合流点	1.760
2次支川 江ノ村川	左岸：四万十市江ノ村字山スズレ 6785 番の 5 地先 右岸：同市江ノ村字カゲワラ 3459 番地先	〃	1.920
2次支川 西谷川	左岸：四万十市江ノ村字小谷口 4715 番地先 右岸：四万十市江ノ村同字 4712 番地先	〃	0.980
3次支川 牛ヶ谷川	左岸：四万十市江ノ村字山ノ神 5236 番地先 右岸：四万十市江ノ村同字 7074 番地先合流点	西谷川合流点	0.430
2次支川 久木川	左岸：四万十市江ノ村字ドロノダン 5464 番地先 右岸：四万十市江ノ村字コダ 5491 番の口地先	中筋川合流点	1.470
2次支川 上土居川	左岸：四万十市上ノ土居字南平地 708 番地先 右岸：四万十市上ノ土居字東平地 673 番地先	〃	1.550
3次支川 黒岩川	四万十市上ノ土居奥濱口 556 番地先	上土居川合流点	0.525
2次支川 磯ノ川川	左岸：四万十市磯ノ川字ツフロ越 1528 番地先 右岸：四万十市磯ノ川字ツフロ 1530 番の口地先	中筋川合流点	3.100
2次支川 有岡川	四万十市有岡字浮橋 2007 番地先の市道橋下流端	〃	1.650
2次支川 九樹川	左岸：四万十市九樹字カクレ谷 1317 番地先 右岸：四万十市九樹字幸田 1176 番地先	〃	1.250

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
3次支川 ツルバ川	左岸：四万十市九樹字シンビヨジ谷口 661 番の 3 地先 右岸：四万十市九樹字ノポリヨ山 1397 番の 8 地先	九樹川合流点	1.150
2次支川 横瀬川	宿毛市山奈町山田字イデカ谷山国有林三十七林班 リ小班地先の治山堰堤下流端	左岸：高知県宿毛市山奈町山田字 イデカ谷山 6170 番地 1 地 先 右岸：高知県宿毛市山奈町山田 字ナルサン田山 5994 番地 先中筋川合流点	5.650
	左岸：高知県宿毛市山奈町山田字楠城山 6175 番 1 地先 右岸：高知県宿毛市山奈町山田字蔭平山 6144 番 3 地先	左岸：高知県四万十市有岡字 沖前 1431 番 1 地先 右岸：高知県四万十市九樹字カ ゲヒラ 1485 番地の 1 地 先	
2次支川 山田川	左岸：宿毛市山奈町山田字イノヲダ 4395 番地先 右岸：宿毛市同町山田字シモヤシキ 4376 番地先	中筋川合流点	5.560
3次支川 雁ヶ池川	宿毛市山奈町山田字丁場 1386 番の 2 地先	山田川合流点	1.400
3次支川 土居ノ内川	左岸：宿毛市山奈町字白王 4891 番の 1 地先 右岸：宿毛市同町同字 4889 番地先	〃	0.845
2次支川 ミサイジ川	左岸：宿毛市平田町黒川字一ノ谷 4869 番地先 右岸：宿毛市同町黒川字コグマコシ 1624 番地先	中筋川合流点	2.260
2次支川 ヤイト川	左岸：宿毛市平田町字町田 219 番地先 右岸：宿毛市同町字串ヶ崎 825 番地先	〃	2.125
3次支川 芳奈川	左岸：宿毛市山奈町芳奈字高畑 1770 番地先 右岸：宿毛市同町芳奈字カナンボウ 3717 番地先	ヤイト川合流点	2.920
4次支川 道の川	左岸：宿毛市山奈町芳奈字堂ノ本 1994 番地先 右岸：宿毛市山奈町芳奈同字 1993 番地先	芳奈川合流点	1.600
2次支川 戸内川	左岸：宿毛市平田町戸内字駄馬の下 5583 番地先 右岸：宿毛市同町戸内字檜谷 5578 番地先	中筋川合流点	1.855
2次支川 清水川	左岸：幡多郡三原村宮ノ川字清水川 1452 番 35 地 先 右岸：幡多郡同村宮ノ川字清水川 1452 番 51 地先	高知県幡多郡三原村宮ノ川字 清水川 1452 番 35 地先の上流 端を示す標柱	0.260
1次支川 井沢川	左岸：四万十市井沢字鈴ヶ嶺 36 番地先 右岸：四万十市井沢字見越山 35 番地先	四万十川合流点	1.100
1次支川 後川	左岸：四万十市三ツ又字ハイノヒラ 355 番地先 右岸：四万十市三ツ又字シシウチ場 367ーロ番地先	左岸：高知県四万十市蕨岡字北 坂折甲 160 番地先の県道 橋 右岸：同上	27.185
2次支川 古津賀川	左岸：四万十市古津賀字口目谷 2554 番の 1 地先 右岸：四万十市古津賀字東大畑 2506 番の 2 地先	後川合流点	2.500
3次支川 金刀比羅川	左岸：四万十市古津賀字アンノ前 2086 番地先 右岸：四万十市古津賀字フロガ谷 2137 番地先	古津賀川合流点	1.150
2次支川 ハソウダ川	左岸：四万十市安並字東ダンゴ石山 5521 番地先 右岸：四万十市安並字ダンゴ石 3258 番地先	後川合流点	3.265
2次支川 川家川	四万十市安並字カリヤノ下タ 3022 番の上流端を示 す標柱	後川合流点	1.960
2次支川 岩田川	左岸：四万十市奥鴨川字東又口 2445 番の 1 地先 右岸：四万十市奥鴨川字西轟 3218 番の 1 地先	〃	13.070
3次支川 瀬々川	左岸：四万十市利岡字トドロ崎 1715 番地先 右岸：四万十市利岡字西カクレ形 2256 番地先	岩田川合流点	2.400
3次支川 板の川	左岸：四万十市板ノ川字カシ原 725 番地先 右岸：四万十市坂ノ川字ユウテ 754 番地先	〃	1.300
2次支川 須谷川	左岸：四万十市敷地字岡花 42 番地先 右岸：四万十市敷地字和田 50 番地先	後川合流点	0.500

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
2次支川 田野川	左岸：四万十市奥田野川字北川出口甲 887 番の 4 地先 右岸：四万十市奥田野川同字甲 891 番地先	〃	4.855
3次支川 小川内川	左岸：四万十市田野川字小谷甲 187 番地先 右岸：四万十市田野川字ヨダテ甲 325 番地先	田野川合流点	1.050
2次支川 藤川	左岸：四万十市藤字船カ谷口 1841 番地先 右岸：四万十市藤字船カ谷口 1839 番地先	後川合流点	2.270
2次支川 内川	左岸：四万十市竹屋敷字増太郎屋敷 87 番地先 右岸：四万十市竹屋敷字栗木ダバ 677 番地先	〃	15.555
3次支川 橘川	左岸：四万十市蕨岡乙字峠ノ山 728 番地先 右岸：四万十市蕨岡乙同字 728 番地先	内川合流点	0.925
3次支川 北の川	左岸：四万十市蕨岡乙字ヌタンダバ乙 4302 番地先 右岸：四万十市古尾字タルケ谷 308 番地先	〃	0.750
2次支川 高知谷川	左岸：四万十市蕨岡字南アワガ谷甲 7103 番地先 右岸：四万十市蕨岡字戎ケ駄馬甲 1475 番地先	後川合流点	1.370
3次支川 小池谷川	左岸：四万十市蕨岡字上ミ小池甲 2433 番地先 右岸：四万十市蕨岡字樽谷の森甲 7279 番の 1 地先	高知谷川合流点	1.520
2次支川 大西ノ川	左岸：四万十市大西ノ川字石ノ小屋 997 番地先 右岸：四万十市大西ノ川字西原 1000 番地先	後川合流点	3.510
2次支川 住次郎川	左岸：四万十市住次郎字ヒキチャシキ 755 番地先 右岸：四万十市住次郎字上ヤシキ 866 番地先	〃	3.215
3次支川 蕨谷川	左岸：四万十市住次郎字マサギ 508 番地先 右岸：四万十市住次郎字ニラタキ 511 番地先	住次郎川合流点	1.380
2次支川 片魚川	左岸：四万十市片魚字上シンガイ 961 番地先 右岸：四万十市片魚字コモリ 1625 番の 4 地先	後川合流点	3.050
1次支川 佐田川	左岸：四万十市佐田字イチウダ 1006 番地先 右岸：四万十市佐田同字 1007 番地先	四万十川合流点	1.430
2次支川 清水川	左岸：四万十市佐田字コウノハエ 33 番地先 右岸：四万十市佐田字ミノコシ 671 番地先	佐田川合流点	0.325
1次支川 三里深木川	左岸：四万十市深木字ロラガセコ 2261 番地先 右岸：四万十市深木字船ノ川 2321 番地先	四万十川合流点	1.300
1次支川 三里川	左岸：四万十市三里字ヨデン 794 番地先 右岸：四万十市三里字イノ谷 831 番地先	〃	0.485
1次支川 上五郎川	左岸：四万十市三里字畑ケサゴ 104 番地先 右岸：四万十市三里同字 100 番地先	〃	0.550
1次支川 手洗川	左岸：四万十市手洗川字大足川谷口 116 番地先 右岸：四万十市同大字字シダラノハナ 117 番地先	〃	2.500
2次支川 山伏川	左岸：四万十市手洗川字ヒララノハナ 213 番地先 右岸：四万十市手洗川字中ツボ山 241 番地先	手洗川合流点	1.600
3次支川 ゴウノオク川	左岸：四万十市手洗川字中堂カ谷 174 番地先 右岸：四万十市手洗川字長山 177 番地先	山伏川合流点	0.890
1次支川 舟木川	左岸：四万十市川登字柳ヤシキ 2428 番地先 右岸：四万十市川登字シシバ 2355 番地先	四万十川合流点	1.820
2次支川 五反田川	左岸：四万十市川登字池ブチ 92 番地先 右岸：四万十市川登字池ノホトリ 89 番地先	舟木川合流点	0.490
2次支川 坂川	左岸：四万十市川登字シオツカ峠 202 番地先 右岸：四万十市川登字戸口山 199 番地先	舟木川合流点	0.600
1次支川 諏訪川	左岸：四万十市川登字芭蕉ケ谷 74 番地先 右岸：四万十市川登字カマガホウ 75 番地先	四万十川合流点	1.050
1次支川 田出川	左岸：四万十市田出ノ川字地吉ツヅラ川山 1064 番地先 右岸：四万十市田出ノ川字石原谷山 1056 番地先	〃	2.660
1次支川 ソリダ川	左岸：四万十市鶴ノ江字クボタ 1326 番地先 右岸：四万十市鶴ノ江字ソリダノハナ 1295 番地先	〃	0.640
1次支川 ハリギ川	四万十市高瀬字ハリ木清本 12 番地先	〃	0.300

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
1次支川 栗見谷川	左岸：四万十市鶴ノ江字奥栗見 1433 番地先 右岸：四万十市鶴ノ江同字 1432 番地先	〃	0.380
1次支川 勝間川	左岸：四万十市勝間字山の神向 85 番地先 右岸：四万十市勝間字山の神向 85 番地先	〃	9.110
1次支川 岡の谷川	左岸：四万十市鶴ノ江字覚免 846 番地先 右岸：四万十市鶴ノ江字クボノ川 708 番地先	四万十川合流点	0.160
1次支川 上久保川	左岸：四万十市久保川字ジョコ畑 194 番地先 右岸：四万十市久保川字ジョコ畑 192 番地先	〃	1.170
1次支川 黒尊川	左岸：四万十市西土佐奥屋内字イケノナロ 686 番 の 3 地先 右岸：四万十市西土佐奥屋内字横尾 1520 番の 30 地先	〃	20.250
2次支川 黒沢川	左岸：四万十市西土佐玖木字上屋敷 426 番の 4 地 先 右岸：同市西土佐玖木字鹿場 413 番の 1 地先	黒尊川合流点	1.230
2次支川 西谷川	左岸：四万十市西土佐奥屋内字ニニケタバ 617 番 の 1 地先 右岸：四万十市西土佐奥屋内字鳥越 596 番の 1 地 先	〃	1.300
1次支川 北の川川	左岸：四万十市西土佐大字中半字滝原 628 番の 1 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字猿押 625 番の 1 地 先	四万十川合流点	1.800
1次支川 岩間川	左岸：四万十市西土佐岩間字岩間川東付 214 番地 先 右岸：四万十市西土佐岩間字岩間川西付 219 番の 2 地先	〃	2.085
1次支川 目黒川	左岸：四万十市西土佐字サカイ谷 1294 番地先 右岸：四万十市西土佐字舟地 1189 番地先（県境）	〃	15.837
2次支川 津の川川	左岸：四万十市西土佐大字津野川字ヒウチソリ 71 番の 4 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字カトゲ谷 121 番地先	目黒川合流点	0.930
2次支川 家地川	左岸：四万十市西土佐大字中家地字ヤケソ川 17 番 地先 四万十市西土佐同大字字石田 43 番地先（県境）	〃	8.662
3次支川 家の奥川	左岸：四万十市西土佐大字下家地字カツ子サコロ 1505 番地先 右岸：四万十市西土佐同大字字カドン谷 2171 番の 1 地先	家地川合流点	1.000
2次支川 下桁川	左岸：四万十市西土佐大字下家地字ランヂ 1934 番 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字マチキ谷 1669 番地 先	目黒川合流点	2.300
2次支川 宮の川川	左岸：四万十市西土佐大字大宮字横畑 286 番の 1 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字ロンデン 325 番の 1 地先	〃	1.320
3次支川 蔭藪川	左岸：四万十市西土佐大字大宮ケンカ谷 215 番の 1 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字イチビ駄馬 1873 番 の 30 地先	宮の川川合流点	0.900
2次支川 上足川川	左岸：四万十市西土佐大字大宮コロラシン 1968 番 の 25 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字タクミ畑 1009 番地 先	目黒川合流点	0.850

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
1次支川 藤の川川	左岸：四万十市西土佐大字藤ノ川字横道山 914 番の 8 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字シタオ山 920 番の 7 地先	四万十川合流点	10.545
2次支川 二の又川	左岸：四万十市西土佐大字藤ノ川字天狗ヶ滝 849 番の 6 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字二の又国有林 14 林班地先	藤の川川合流点	0.810
2次支川 三の俣川	左岸：四万十市西土佐大字藤ノ川字谷口 272 番地先 右岸：四万十市西土佐同大字字三ノ俣日平山 874 番の 2 地先	藤の川川合流点	0.900
2次支川 伊豆の川	左岸：四万十市西土佐大字藤の川字丸ノ山 902 番の 10 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字イヅノ川 425 番地先	〃	0.600
1次支川 川田城川	左岸：四万十市西土佐大字用井字喜八ヤシキ 93 番の 2 地先 右岸：四万十市西土佐同大字同字 98 番の 2 地先	四万十川合流点	0.800
1次支川 広見川	四万十市西土佐大字西ヶ方（県界）	四万十川合流点	5.555
2次支川 方ノ川川	左岸：四万十市西土佐大字江川崎字中屋敷 1143 番の 1 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字カゲヒラ 1376 番の 1 地先	広見川合流点	1.500
3次支川 一の又川	左岸：四万十市西土佐西ヶ方字高畑山 126 番の口地先 右岸：四万十市西土佐西ヶ方市中平山字 1200 番の 6 地先	方ノ川川合流点	1.300
2次支川 大防川	左岸：四万十市西土佐西ヶ方字寺田山 1158 番地先 右岸：四万十市西土佐西ヶ方字大防山 1458 番地先	広見川合流点	1.000
2次支川 葛川	左岸：愛媛県北宇和郡松野町蔵生字市ヶ谷甲 224 番地先 右岸：愛媛県北宇和郡松野町同大字同字甲 231 番地先（県境）	〃	(3.600) 0.750
1次支川 江川川	左岸：四万十市西土佐江川字細リ谷 4713 番地先 右岸：四万十市西土佐同大字字サンサコ山 4725 番地先	四万十川合流点	6.440
2次支川 庭田川	左岸：四万十市西土佐江川字平畑口 1359 番の 5 地先 右岸：四万十市西土佐同大字炭床 1212 番の 1 地先	江川川合流点	1.000
2次支川 押谷川	左岸：四万十市西土佐江川字ツエウチ上 2292 番の 1 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字坂本山 2259・2260 合番地先	〃	1.200
2次支川 市野々川	左岸：四万十市西土佐江川字ワレハイ 4016 番地先 右岸：四万十市西土佐同大字字山ノ奥 3995 番地先	〃	1.500
1次支川 甲の川川	左岸：四万十市西土佐半家字奥カラ谷 2010 番の 2 地先 右岸：四万十市西土佐同大字字矢倉 1005 番地先	四万十川合流点	1.000
1次支川 相後川	高岡郡四万十町相後字ツジドロ 630 番地先	〃	2.200
1次支川 井崎川	左岸：高岡郡四万十町八木字下岩穴 1861 番の 1 地先 右岸：高岡郡四万十町村八木字上岩穴 2856 番地先	〃	2.200
1次支川 長沢川	左岸：高岡郡四万十町地吉字長畑 733 番地先 右岸：高岡郡四万十町地吉字ニタ又ロ 626 番の 1 地先	〃	9.800

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
2次支川 白井川	左岸:高岡郡四万十町十川字大平島 595 番地先 右岸:高岡郡四万十町十川字ホケノモト 1227 番の 1 地先	長谷川合流点	3.200
2次支川 戸川ノ川	左岸:高岡郡四万十町戸川字坂本屋式 703 番地先 右岸:高岡郡四万十町戸川字白皇 523 番地先	〃	3.400
2次支川 鳥川	高岡郡四万十町古城字セリワリ 387 番の 3 地先	〃	4.000
3次支川 山瀬川	左岸:高岡郡四万十町古城字アサリヤヲシ 499 番地先 右岸:高岡郡四万十町同字ヲリツキ 497 番の 1 地先	鳥川合流点	1.800
1次支川 小貝川	左岸:高岡郡四万十町字ツエ谷 897 番地先 右岸:高岡郡四万十町同字ツエダバ 1313 番の 2 地先	四万十川合流点	0.860
1次支川 久保川	左岸:高岡郡四万十町大道字大カゲ 324 番の 3 地先 右岸:高岡郡四万十町大道字文蔵地 503 番の 1 地先	四万十川合流点	13.300
2次支川 仁井田又川	左岸:高岡郡四万十町十川字ツエガホリ 687 番地先 右岸:高岡郡四万十町十和字ササノライ 1325 番の 4 地先	久保川合流点	2.200
1次支川 大井川	左岸:高岡郡四万十町大井川字矢来ノ元 1270 番地先 右岸:高岡郡四万十町大井川字折ケ谷 1302 番の 1 地先	四万十川合流点	2.200
2次支川 山口川	左岸:高岡郡四万十町大井川字壽徳 561 番地先 右岸:高岡郡四万十町大井川字中谷山 2200 番の 5 地先	大井川合流点	1.600
1次支川 炎谷川	左岸:高岡郡四万十町昭和字大又山 1188 番の 193 地先 右岸:高岡郡四万十町昭和字ヒノヅ山 1190 番地先	四万十川合流点	0.900
1次支川 野々川	左岸:高岡郡四万十町野々川字奥堂谷 6 番地先 右岸:高岡郡四万十町野々川字カカリヤ 1 番の 2 地先	〃	3.900
1次支川 北ノ川	左岸:高岡郡四万十町昭和字ソバビ 1014 番の 20 地先 右岸:高岡郡四万十町昭和字又口 10 番の 6 地先	〃	1.900
1次支川 津賀の川	左岸:高岡郡四万十町津賀字ハゴサコ 10 番地先 右岸:高岡郡四万十町津賀字エギサコ 183 番の 4 地先	〃	1.400
1次支川 里川川	左岸:高岡郡四万十町里川字宮ノ下 333 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町里川字ヲサキ 527 番地先	〃	1.700
1次支川 梶原川	左岸:高岡郡梶原町横貝 1037 番地先 右岸:高岡郡梶原町太田戸 1131 番地先	四万十川合流点	64.000
2次支川 芳川川	左岸:高岡郡四万十町芳川国有林地先 右岸:高岡郡四万十町芳川字ホウノキ 391 番の 1 地先	梶原川合流点	8.700
3次支川 宮ノ谷川	左岸:高岡郡四万十町芳川字ムラロウジ 424 番の 28 地先 右岸:高岡郡四万十町芳川字下谷山 423 番の 26 地先	芳川川合流点	2.500
2次支川 中津川	左岸:高岡郡四万十町大正中津川字森ケ内山 702 番の 4 地先 右岸:同町大正中津川字北峯山 611 番の 33 地先	梶原川合流点	12.100
2次支川 久保谷川	左岸:高岡郡梶原町久保谷 1598 番地先 右岸:高岡郡梶原町久保谷 1161 番地先	〃	3.980
2次支川 北川	左岸:高岡郡津野町芳生野字マキノハエ丙 4584 番の 6 地先 右岸:高岡郡津野町芳生野字井デグチ丙 1983 番の 1 地先	〃	30.450

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
3次支川 高野川	左岸:高岡郡津野町北川字本家 2706 番の 1 地先 右岸:高岡郡津野町北川字岡 3259 番地先	北川合流点	6.520
3次支川 木桑川	左岸:高岡郡津野町北川字大番 1430 番の 1 地先 右岸:高岡郡津野町北川字大番 1723 番地先	〃	3.000
4次支川 宮谷川	左岸:高岡郡津野町北川字大向 616 番の 1 地先 右岸:高岡郡津野町北川字宮内屋敷 1260 番の 1 地先	木桑川合流点	0.740
3次支川 力石川	左岸:高岡郡津野町鳥出川字宮ノサコ 394 番の 1 地先 右岸:高岡郡津野町同字宮ノ駄馬 908 番地先	北川合流点	6.200
4次支川 西の谷川	左岸:高岡郡津野町力石字ハタゲタニ 4324 番の 11 地先 右岸:高岡郡津野町力石字ナガサコ 4467 番の 1 地先	力石川合流点	1.740
3次支川 長谷川	左岸:高岡郡津野町芳生野字エチヤシキ 5394 番地先 右岸:高岡郡津野町芳生野字掘野本 5800 番地先	北川合流点	0.545
3次支川 谷の内川	左岸:高岡郡津野町芳生野字ヲン地ダバ乙 2460 番の 1 地先 右岸:高岡郡津野町芳生野乙字ヲン地ダバ乙 2439 番の 1 地先	北川合流点	1.150
3次支川 足川	左岸:高岡郡津野町芳生野字足川 5047 番の 11 地先 右岸:高岡郡津野町芳生野字カヂヤナロ丙 3676 番地先	〃	0.630
3次支川 枝ヶ谷川	左岸:高岡郡津野町芳生野字一ヶ谷乙 3748 番の 18 地先 右岸:高岡郡津野町芳生野字大野地乙 175 番の 32 地先	〃	1.780
2次支川 家籠戸川	左岸:高岡郡梶原町家籠戸 37 番 1 地先 右岸:高岡郡梶原町家籠戸 27 番 5 地先	梶原川合流点	1.500
2次支川 仲洞川	左岸:高岡郡梶原町仲洞 5661 番地先 右岸:高岡郡梶原町仲洞 4701 番 1 地先	〃	3.380
2次支川 四万川	左岸:高岡郡梶原町井高 411 番地先 右岸:高岡郡梶原町井高 514 番地先	〃	28.200
3次支川 松谷川	左岸:高岡郡梶原町松谷 27 番地先 右岸:高岡郡梶原町松谷 885 番地先	四万川合流点	5.300
3次支川 本モ谷川	左岸:高岡郡梶原町本も谷 607 番 3 地先 右岸:高岡郡梶原町本も谷 578 番 1 地先	〃	4.835
3次支川 文丸川	左岸:高岡郡梶原町文丸 424 番地先 右岸:高岡郡梶原町文丸 571 番地先	〃	2.150
2次支川 田野々川	高岡郡梶原町田野々12 番の 3 地先同町田野々1829 番地先	梶原川合流点	4.040
2次支川 永野川	左岸:高岡郡梶原町永野 1317 番地先 右岸:高岡郡梶原町永野 67 番地先	〃	4.285
3次支川 井の谷川	左岸:高岡郡梶原町井の谷 854 番地先 右岸:高岡郡梶原町井の谷 63 番地先	永野川合流点	2.195
1次支川 つづら川	左岸:高岡郡四万十町田野々字日の地 1461 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町同字カラ谷 1465 番の 8 地先	四万十川合流点	9.055
2次支川 奥留川	左岸:高岡郡四万十町田野々字地吉 1439 番の 21 地先 右岸:高岡郡四万十町田野々字西竹ノ奈路山 1457 番の 23 地先	つづら川合流点	1.760
1次支川 瀬里川	左岸:高岡郡四万十町瀬里字宮クヒ 221 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町瀬里字石神前 134 番地先	四万十川合流点	1.100

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
1次支川 四手の川川	左岸:高岡郡四万十町希ノ川字東畝 342 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町希ノ川字中ノ竹渡 117 番の 1 地先	四万十川合流点	2.500
1次支川 下岡川	左岸:高岡郡四万十町下岡字影平山 121 番地先 右岸:高岡郡四万十町下岡字日ノヒラ 77 番地先	〃	0.350
1次支川 上岡川	左岸:高岡郡四万十町上岡字石ノサコ 235 番の 2 地先 右岸:高岡郡四万十町上岡字ヲリヲ 260 番地先	〃	2.300
1次支川 打井川	左岸:高岡郡四万十町打井川字豆カ谷 955 番地先 右岸:高岡郡四万十町打井川字堂ガ谷 1886 番地先	〃	9.000
1次支川 相去川	左岸:高岡郡四万十町相去字タンロ 847 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町同字新田 842 番地先	〃	5.900
2次支川 市の又川	左岸:高岡郡四万十町市ノ又字ウスギ山 320 番地先 右岸:高岡郡四万十町上岡字シデノ木山 639 番の 35 地先	相去川合流点	2.400
2次支川 東又川	左岸:高岡郡四万十町相去字轟サコ 715 番の 11 地先 右岸:高岡郡四万十町相去字轟山 679 番の 3 地先	〃	0.950
1次支川 家地川	高岡郡四万十町家地川字大戸 363 番の 2 地先の県道橋下流端	四万十川合流点	2.150
1次支川 井細川	左岸:高岡郡四万十町折合字岡ヤシキ 712 番の 2 地先 右岸:高岡郡四万十町折合字オウマエ山国有林地先	四万十川合流点	11.270
1次支川 若井川	左岸:高岡郡四万十町峰ノ上字川原田 114 番地先 右岸:同町峰ノ上岡字 400 番地先	〃	6.515
1次支川 神ノ川	左岸:高岡郡四万十町奥神川字ヌタクボ 75 番の 10 地先 右岸:高岡郡四万十町奥神川同字 75 番の 5 地先	〃	12.290
1次支川 吉見川	左岸:高岡郡四万十町金上野字佐エ門九郎 808 番地先 右岸:同町金上野字小谷口 823 番地先	〃	5.370
2次支川 見付川	左岸:高岡郡四万十町見付字字ノ谷 15 番地先 右岸:高岡郡四万十町見付字大谷口 112 番地先	吉見川合流点	2.820
1次支川 弘川	左岸:高岡郡四万十町宮内札の辻 1150 番地先 右岸:高岡郡四万十町宮内札の辻 1151 番の 1 地先	四万十川合流点	3.210
1次支川 仁井田川	左岸:高岡郡四万十町床鍋字船木野 402 番の 4 地先 右岸:高岡郡四万十町床鍋字大島 584 番の 2 地先	〃	17.560
2次支川 東又川	左岸:高岡郡四万十町志和峰字横野 119 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町志和峰同字 146 番の 2 地先	仁井田川合流点	8.205
3次支川 八千数川	左岸:高岡郡四万十町与津地字産伝 660 番の 5 地先 右岸:高岡郡四万十町与津地字萩原 487 番地先	東又川合流点	2.640
3次支川 与津地川	左岸:高岡郡四万十町与津地字産伝 660 番の 5 地先 右岸:高岡郡四万十町与津地字萩原 487 番地先	〃	4.300
3次支川 黒石川	左岸:高岡郡四万十町黒石字船場 848 番の 1 地先 右岸:高岡郡四万十町黒石同字 870 番の 1 地先	〃	1.500
3次支川 大井川	左岸:高岡郡四万十町道德字シタ尾 379 番地先 右岸:高岡郡四万十町道德字浅鍋	〃	6.745
4次支川 柚ノ川	高岡郡四万十町土居字堀口 268 番の 1 地先	大井川合流点	1.000
4次支川 楓川	高岡郡四万十町平野字楓川 1532 番の 1 地先	〃	1.420
3次支川 飯ノ川	高岡郡四万十町飯ノ川字坂本 1 番地先	東又川合流点	2.315

3. 河川整備計画の目標に関する事項

河川名	自	至	区間延長 (km)
2次支川 奥呉地川	左岸:高岡郡四万十町奥呉地字西ノ奥 32番地先 右岸:高岡郡四万十町奥呉地字世田笹谷	仁井田川合流点	6.110
1次支川 本在家川	高岡郡四万十町七里字コウレンボウ 1357番地先	四万十川合流点	2.540
1次支川 勝賀野川	高岡郡四万十町川ノ内字川原田 5番地先	〃	5.835
2次支川 楠谷川	左岸:高岡郡四万十町勝賀野アマムカエ 72番地先 右岸:高岡郡四万十町勝賀野島ケ田 242番地先	勝賀野川合流点	0.350
2次支川 川の内川	左岸:高岡郡四万十町川ノ内字サカバ 206番の2地先 右岸:高岡郡四万十町川ノ内字セイゴ 237番の4地先	勝賀野川合流点	0.600
1次支川 川奥川	左岸:高岡郡四万十町米奥字屋谷口 1364番地先 右岸:高岡郡四万十町米奥字谷口 1325番地先	四万十川合流点	2.030
1次支川 北の川	左岸:高岡郡四万十町東北ノ川字屋敷 604番地先 右岸:高岡郡四万十町東北ノ川同字 603番地先	〃	2.850
1次支川 中津川川	左岸:高岡郡四万十町窪川中津川字引地山 2096番地先 右岸:高岡郡四万十町窪川中津川字クニギ前山 2117番地先	〃	2.050
1次支川 日野地川	左岸:高岡郡四万十町日野地字神西駄馬 19番の2地先 右岸:高岡郡四万十町日野地字竹屋敷畝 59番の4地先	〃	5.850
1次支川 竹原川	左岸:高岡郡中土佐町大野見竹原 425番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見竹原 949番地先	〃	2.000
1次支川 伊勢川	左岸:高岡郡中土佐町大野見伊勢川 577番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見伊勢川 593番地先	〃	2.600
1次支川 吉野川	左岸:高岡郡中土佐町大野見吉野 1478番地先 右岸:同町吉野 1404番地先	四万十川合流点	3.950
2次支川 跡川川	左岸:高岡郡中土佐町大野見吉野 1737番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見吉野 1700番地先	吉野川合流点	3.000
1次支川 橋谷川	左岸:高岡郡中土佐町大野見久万秋字ヌカツカ 右岸:高岡郡中土佐町大野見橋谷 263番地先	四万十川合流点	1.635
1次支川 島の川川	左岸:高岡郡中土佐町大野見奈路 206番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見奈路 200番地先	〃	10.500
1次支川 程落川	左岸:高岡郡中土佐町大野見神母野 25番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見同大字 1352番地先	〃	1.220
1次支川 桑の又川	左岸:高岡郡中土佐町大野見神母野 645番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見神母野 589番地先	〃	1.250
1次支川 下ル川	左岸:高岡郡中土佐町大野見下ル川 1278番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見下ル川字アリノキ	〃	6.550
2次支川 萩中川	左岸:高岡郡中土佐町大野見萩中 1477番地先 右岸:高岡郡中土佐町大野見萩中 1474番地先	下ル川合流点	4.450
1次支川 倉川	左岸:高岡郡津野町桑ケ市字潰の裾 926番地先 右岸:高岡郡津野町桑ケ市字上ミ在野 761番地先	四万十川合流点	1.900
河川計			937.4185



図3.2.1 河川整備計画の対象区間

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、渡川水系河川整備基本方針に基づき、渡川水系の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年間とする。

また、本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

(1) 洪水・高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する対応

1) 国管理区間

渡川水系の国管理区間については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、渡川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標とする。また、整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるものとする。

① 四万十川

四万十川については、本整備計画で定める河川整備を実施することで、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和38年8月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となる。

さらに、河口部においては、室戸台風相当規模の台風来襲時に発生が想定される高潮に対して、越水による浸水被害の発生の防止を図ることが可能となる。

表3.4.1 河川整備において目標とする流量（四万十川）

河川名	地点名	目標流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)
四万十川	具同	13,400m ³ /s	13,400m ³ /s

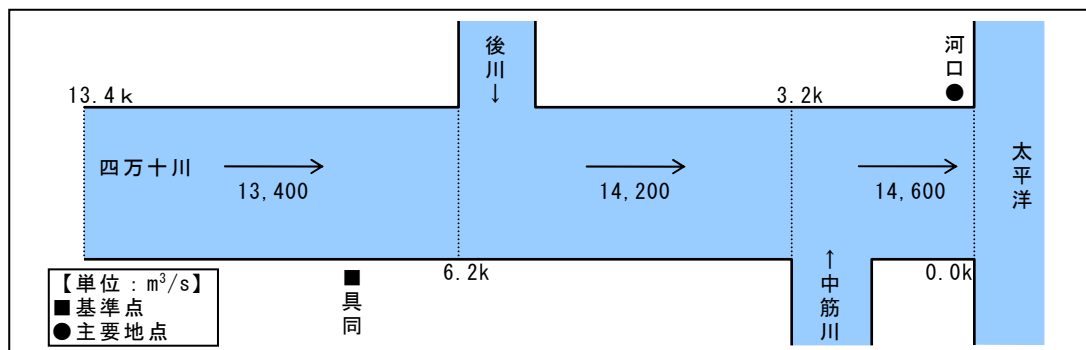


図3.4.1 河道整備流量配分図（四万十川）

② 後川

後川については、本整備計画で定める河川整備を実施することで、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成4年8月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図ることが可能となる。

表3.4.2 河川整備において目標とする流量（後川）

河川名	地点名	目標流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)
後川	麻生堰上流	1,500m ³ /s	1,500m ³ /s
	秋田	1,800m ³ /s	1,800m ³ /s

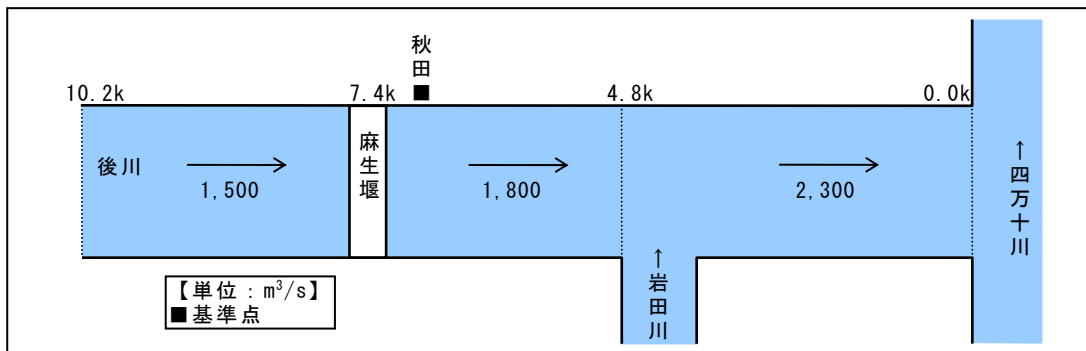


図3.4.2 河道整備流量配分図（後川）

③ 中筋川

中筋川については、本整備計画で定める河川整備を実施することで、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ることが可能となる。

表3.4.3 河川整備において目標とする流量（中筋川）

河川名	地点名	目標流量	ダムによる 洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)
中筋川	磯ノ川	1,000m ³ /s	360m ³ /s	640m ³ /s

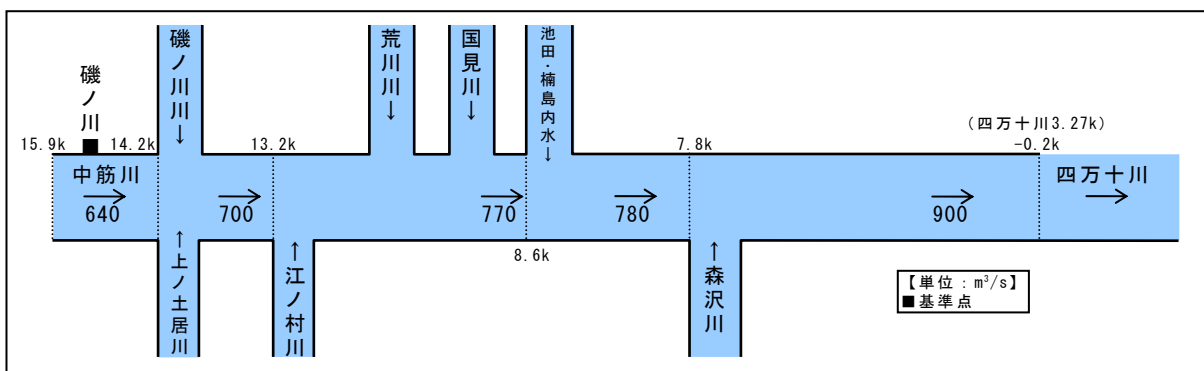


図3.4.3 河道整備流量配分図（中筋川）

2) 県管理区間

県管理区間については、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備計画期間内で優先的に実施する必要がある河川において、国管理区間との治水安全度のバランスを確保しつつ段階的に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。

① 四万十川

i) 四万十川

四万十川においては、近年洪水でも浸水被害が発生している一部区間の堤防の整備等が必要であるが、地形的制約による生活環境への影響等を勘案し、段階的な対策として洪水時の情報を迅速かつ確実に住民に提供するなどソフト対策の充実を図る。

ii) 仁井田川

仁井田川圏域では、将来の目標流量を仁井田橋地点で $450\text{m}^3/\text{s}$ としている。しかし、この目標を達成するには多大な費用と時間を要するため、現在実施している河川改修区間の安全度の早期向上を目指し、仁井田川下流の流下能力見合いである $350\text{m}^3/\text{s}$ （仁井田橋地点）を安全に流下させることとし、仁井田川の東又川合流点から辻の川橋の区間において優先的かつ重点的に整備を行うこととする。

また、その他の区間についても、局部的な改良、洪水による被災箇所への復旧や治水上支障となる堆積土砂の除去等により、治水機能の適切な維持に努める。

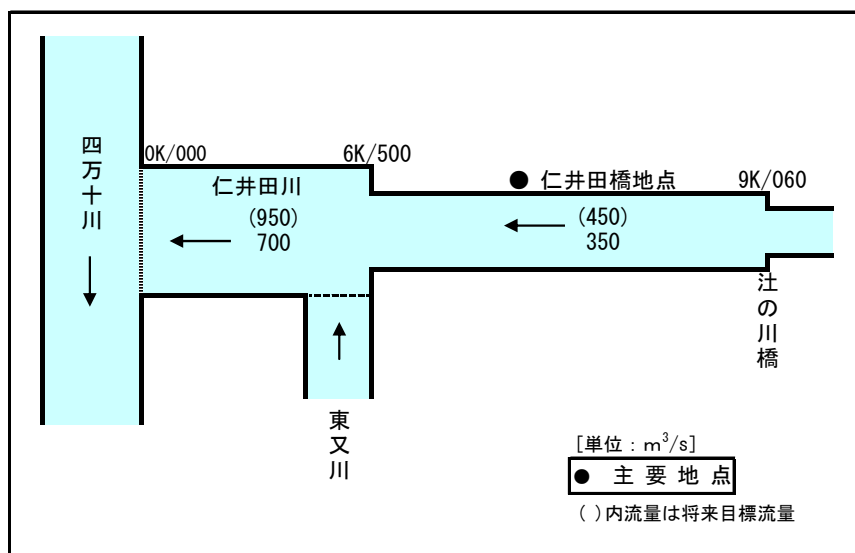


図3.4.4 仁井田川河道整備流量配分図

② 後川

i) 後川

後川（県管理区間）では、県管理区間下流端において、将来の目標流量を $800\text{m}^3/\text{s}$ としているが、下流国管理区間の改修状況も踏まえて対策を実施することとし、本整備計画においては、県管理区間右岸の流下能力見合いである $200\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させるため、左岸堤防を右岸堤防と同等の高さまで嵩上げし、左岸側国道への洪水氾濫による浸水被害の発生の軽減を図る。

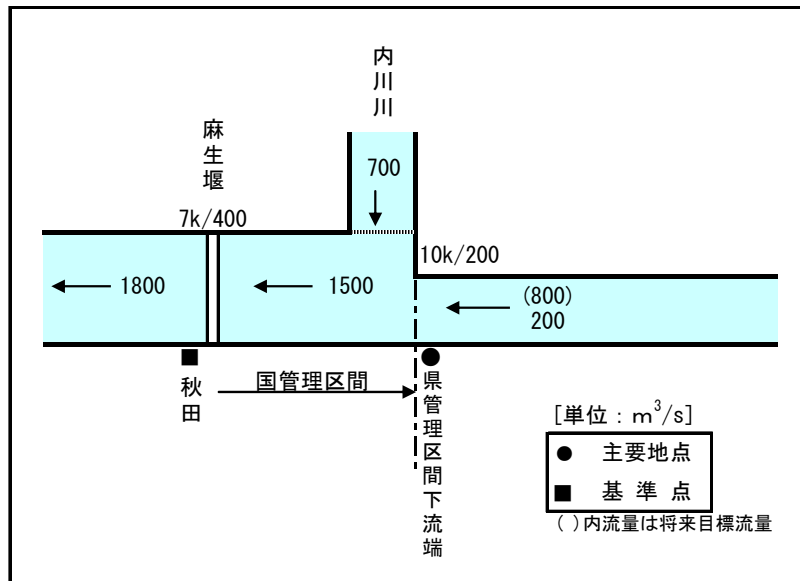


図3.4.5 後川（県管理区間）河道整備流量配分図

ii) 内川川

内川川では、後川合流点において、目標流量を $700\text{m}^3/\text{s}$ として河川整備を実施する。この流量を安全に流下させるため、河道拡幅等の治水事業を計画的に実施し、洪水氾濫による浸水被害の発生の防止を図る。

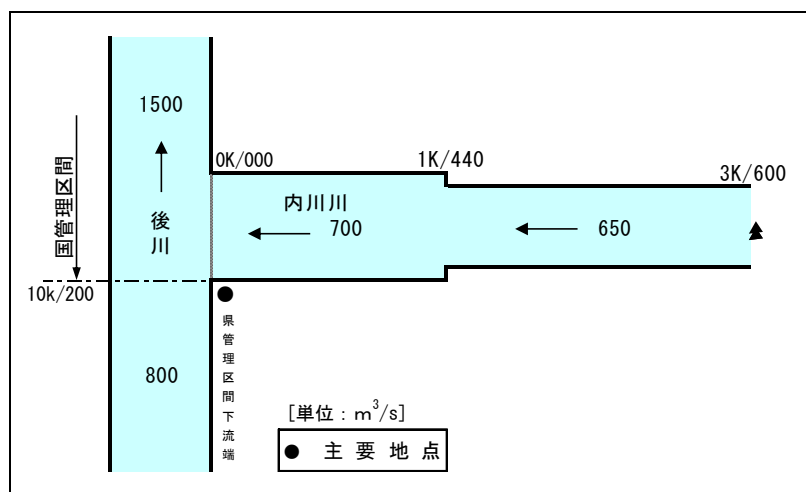


図3.4.6 内川川河道整備流量配分図

③ 中筋川

i) 中筋川

中筋川（県管理区間）及びその支川においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和47年7月洪水と同規模の洪水（磯ノ川地点 ダムによる洪水調節後 $640\text{m}^3/\text{s}$ ）に対して、洪水氾濫による浸水被害の発生を防止を図る。

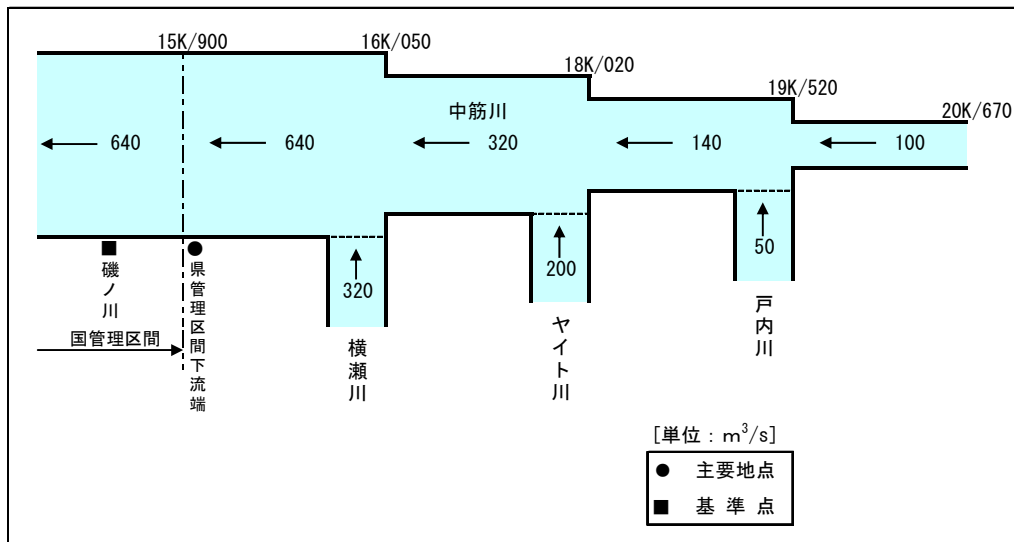


図3.4.7 中筋川（県管理区間）河道整備流量配分図

ii) ヤイト川

ヤイト川では、中筋川合流点において、目標流量を $200\text{m}^3/\text{s}$ として河川整備を実施する。この流量を安全に流下させるため、河道拡幅等の治水事業を計画的に実施し、洪水氾濫による浸水被害の発生を防止を図る。

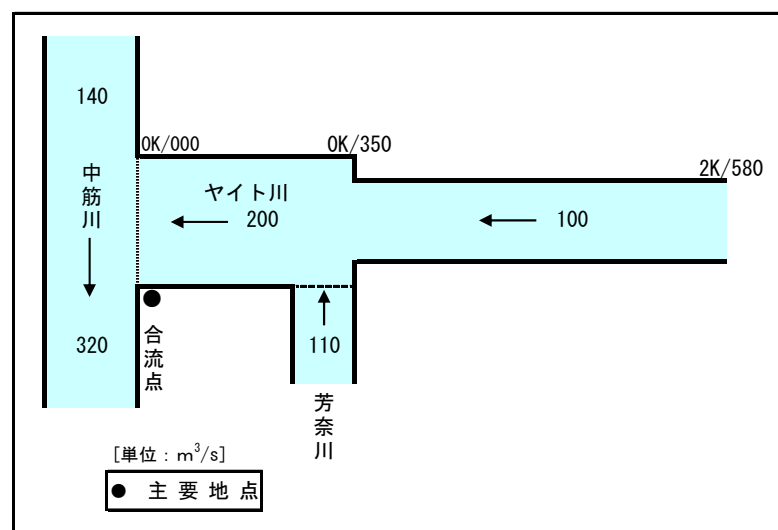


図3.4.8 ヤイト川河道整備流量配分図

iii) 芳奈川

芳奈川では、ヤイト川合流点において、目標流量を $110\text{m}^3/\text{s}$ として河川整備を実施する。この流量を安全に流下させるため、河道拡幅等の治水事業を計画的に実施し、洪水氾濫による浸水被害の発生の防止を図る。

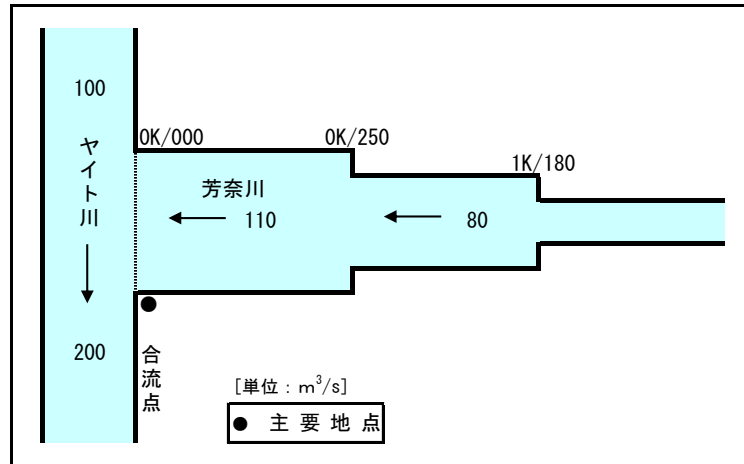


図3.4.9 芳奈川河道整備流量配分図

(2) 大規模地震・津波への対応

津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、「最大クラスの津波」と称している。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、「施設計画上の津波」と称している。

渡川水系においては、施設計画上の津波に対して必要な堤防高を確保するとともに、当該地点において最大級の強さを持つ地震動に対して堤防や水門等の河川管理施設に必要な機能を確保し、施設計画上の津波に対して、海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図る。

なお、最大クラスの津波に対しては、関係機関と連携して危機管理体制等の強化を図り、浸水被害の発生の軽減に努める。

(3) 堤防の浸透・侵食への対応

洪水時の雨水や河川水等の堤防への浸透に対して安全性が確保されていない堤防については、継続的に洪水時の堤防状況を監視するとともに、堤防の安全性確保に向けた対策を実施し、堤防の決壊による浸水被害の防止を図る。

また、河床洗掘等が発生し、堤防の安全性に影響を及ぼす恐れがある箇所については、継続的に現地を監視し、必要に応じて安全性確保に向けた対策を実施し、堤防の決壊による浸水被害の発生の防止を図る。

(4) 内水氾濫への対応

内水による家屋浸水被害が著しい地区について、今後の内水被害の状況を注視しつつ、国、高知県及び地元自治体が連携し、適切な役割分担のもと、必要に応じて内水対策を行い、床上浸水被害の軽減・解消に努める。

また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地における宅地化の抑制等が必要であるため、ハザードマップの活用、地域住民への啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行い、内水被害の軽減を図る。

(5) 老朽化への対応

老朽化により機能の低下が懸念される水門、樋門・樋管等の既設の構造物については、施設の長寿命化を図るとともに、計画的に補修、更新等を実施し機能を維持する。

(6) 河川の維持管理への対応

1) 国管理区間

河道、高水敷、堤防およびその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、本来の機能が発揮されるよう、「四万十川河川維持管理計画（渡川水系四万十川・後川・中筋川）」に基づき、河川巡視、河道内樹木の伐採等により、適切な河道の維持管理を実施する。堤防、護岸、その他の河川管理施設について、洪水時に安全性が確保できるよう、平常時からの巡視・点検等により状況の把握に努め、変形、老朽化等に伴う災害の発生を防止するため、必要に応じ補修を実施するなど、適切な維持管理を実施する。

また、四万十川下流部での砂州の固定化、樹林化の進行などの課題に対応するために、土砂移動の把握を行うとともに、関係機関等と連携した総合的な土砂管理を推進し、土砂生産域から海岸までの流砂系の健全化に努める。

河口においては、現在、高知県が河口砂州の復元工事を実施している。河口砂州については、治水面と環境面の双方に影響を与える可能性があることから、国、県が適切な役割分担のもと、砂州状況を監視・把握しつつ適切な維持管理に努める。

2) 県管理区間

河道、堤防およびその他の河川管理施設等を良好な状態で保ち、本来の機能が発揮されるよう、適切な維持管理を実施する。

このため、平常時より河川巡視・点検等により状況の把握に努め、河道や堤防、護岸、その他の河川管理施設について、洪水時に安全性が確保できるよう、適切な維持管理を実施する。

(7) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応

整備途上において施設能力以上の洪水等が発生した場合、また、整備計画の目標を超える規模の洪水等が発生した場合においても、被害を最小限に抑えることができるよう、関係機関や地域住民と連携して、被害の軽減に向けた取り組みを推進する。

災害時に迅速かつ的確に関係機関や地域住民へ分かりやすい河川情報を提供するとともに、関係自治体が作成したハザードマップの活用への技術的支援、関係自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動や地域住民の避難、減災等を目的とした防災訓練や防災関連施設の整備、危機管理体制の強化等に努め、洪水等による浸水被害の軽減を図る。

さらに、山腹崩壊等により河川に大規模な河道閉塞(天然ダム)等が発生した場合、広範囲に多大な被害が及ぶ恐れがあるため、緊急調査等を実施し、市町村、一般市民へ周知することにより、土砂災害から人命、財産の保全に資する。

(8) ダム管理への対応

中筋川ダムでは、操作規則等に基づきダムを操作することで下流の被害軽減を図る。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

渡川水系河川整備基本方針に基づき、河川流量との関わりが深い、動植物の生息・生育・繁殖環境、良好な水質の確保等、流水の正常な機能の維持に努める。流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、四万十川は具同地点で、4月から10月は概ね $14\text{m}^3/\text{s}$ 、11月から3月は概ね $9\text{m}^3/\text{s}$ 、後川は秋田地点で、4月から8月は概ね $0.4\text{m}^3/\text{s}$ 、9月から3月は概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 、中筋川は磯ノ川地点で、4月から8月は概ね $1.2\text{m}^3/\text{s}$ 、9月から3月は概ね $0.7\text{m}^3/\text{s}$ とする。

表3.5.1 流量の正常な機能を維持するために必要な流量

河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）		備考
		かんがい期	非かんがい期	
四万十川	具同	概ね $14\text{m}^3/\text{s}$	概ね $9\text{m}^3/\text{s}$	基準地点
後川	秋田	概ね $0.4\text{m}^3/\text{s}$	概ね $0.3\text{m}^3/\text{s}$	基準地点
中筋川	磯ノ川	概ね $1.2\text{m}^3/\text{s}$	概ね $0.7\text{m}^3/\text{s}$	基準地点

(2) 水質の保全

渡川水系では、現在BOD等の水質の環境基準を達成していることから、現状の良好な水質の維持に努める。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

流域住民が享受する四万十川、後川、中筋川の豊かな自然環境や流域と調和した景観を保全しつつ、砂州や水面が大きく広がる四万十川の原風景の再生に努める。また、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（略称四万十川条例・平成13年4月施行）」及び「渡川水系河川環境管理基本計画（平成2年3月策定）」の基本理念を踏まえ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全及び創出し、人と自然の良好な自然環境との共生に貢献する。

また、配慮が必要な箇所については事業着手にあたり、必要に応じて学識者等の助言を得ながらミティゲーション（代償措置・低減措置等）を実施するとともに、継続監視により河川環境の変化を把握し順応的な管理を行うなど、環境特性に応じた対策を実施し、河川環境の保全及び創出に努める。

なお、河川工事等の際には、多自然川づくりの理念の下、河川環境情報図等を活用し、河川が元来有している多様な動植物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観の保全及び創出に努める。

(1) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全

四万十川における上流域の自然豊かな清流の環境や、中流域の緩やかな流れ、下流域のワンド、たまり、干潟、後川における連続した瀬、淵、中筋川の湿地環境等については、治水・利水面の施策とも調整を図りつつ、地域住民や関係機関と連携するとともに、学識者からの指導・助言を受けて多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

四万十川下流部においては、魚のゆりかごともなっているコアマモなどの貴重な動植物や重要な漁業対象であるスジアオノリ等の生育環境の保全・創出、また、かつての広い砂礫河原・水面を再生し、アユの産卵場の保全・再生に努める。

中筋川は国内でも数少ないツルの渡来地となっており、ツルの生息環境に配慮し湿地環境の整備・保全に努める。

(2) 河川景観の維持・形成

治水・利水・環境や地域の歴史・文化等との整合を図りつつ、砂州や水面が大きく広がる四万十川等、流域の風土に根ざした景観の保全・再生に努める。また、河川工事等を実施する際には、連続した水際の河畔林や植生等、良好な景観と調和するように努める。

(3) 河川空間の利用

かつてから多様に利用されている川の特徴を活かし、より広く地域住民等に利用される川づくりに努める。

人と川のふれあいやレクリエーション、環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、人々が水辺に集い、水に親しめるなど、適正な河川利用が行われるよう、管理・整備に努める。